

資料2

柏市ふるさと協議会について



ふるさと運動

- ❖ 柏市では、昭和40年代以降の急激な人口増加・都市化により、新旧住民のコミュニティ形成や郷土意識の希薄化が課題となる中、昭和50年代中頃より、「ふるさと運動」と名づけられたコミュニティ施策を展開しました。これは、新しく移住した人にとって、「ふるさと」と思えるようなまちにするという目的をもったものです。



桜まつり(あけぼの山公園)

『みんなで心のかようまちづくり
ふるさと運動』より 1982

2 ふるさとづくりはなぜ必要か

ふるさと運動はなぜ必要になったか

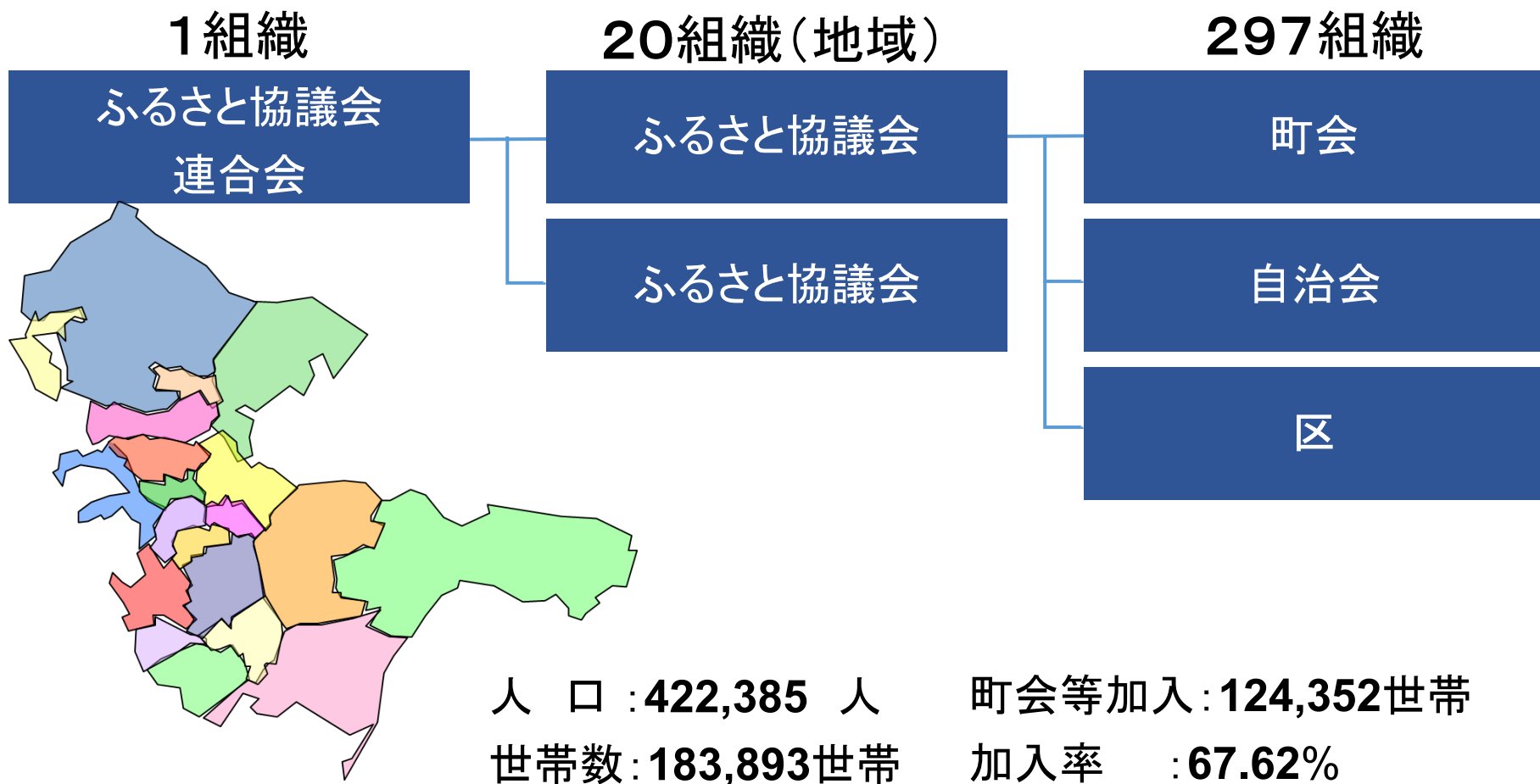
社会の発展につれ、地域社会の都市化、生活様式の多様化、経済社会の変化などが私たちの生活環境を変え、いろいろな問題が発生させています。

このため市民のみなさんが日常生活の場である地域をみんなで力を合わせ、温かいふれあいを通して話しあい、助けあい、地域の特性を生かしたまちづくりが必要となります。

更に、このまちづくりは、市民一人ひとりの自覚と参加から始まり、地域をあげて推進するには、お互いの協調と、しっかりと地域に根をおろした運動の展開が必要となります。

ふるさと協議会と町会等

各地域の活動者から成る「ふるさと協議会」と町会の大きく分けて2種類の自治組織が存在しています。



ふるさと協議会連合会とは

○概要

ふるさと意識の高揚及び地域課題の解決などを目的に、意見・情報の交換，地域づくりの推進を行っています。

また，各ふるさと協議会の会長から構成され，役員は会長1名，副会長2名，監事2名となっています。

○主な活動

	詳細
役員・定例会の開催	役員会：会長が必要と認めるとき 定例会：原則年4回
地域づくり推進委員研修	市と地域のパイプ役，課題の洗い出し，相談役など地域によって役割は様々。 昨年度：アンケート調査法，マップづくり 今年度：町会加入ポスター製作中
視察研修	山梨県甲府市にて意見交換会・施設見学
地域リーダー研修	「次世代の地域リーダーが地域づくりに必要なこと」をテーマに講演会実施
町会加入チラシ パンフレットの作成	カシワニを使用し，親しみやすさを基に作成

柏市が取り組む地域コミュニティづくりの現状について

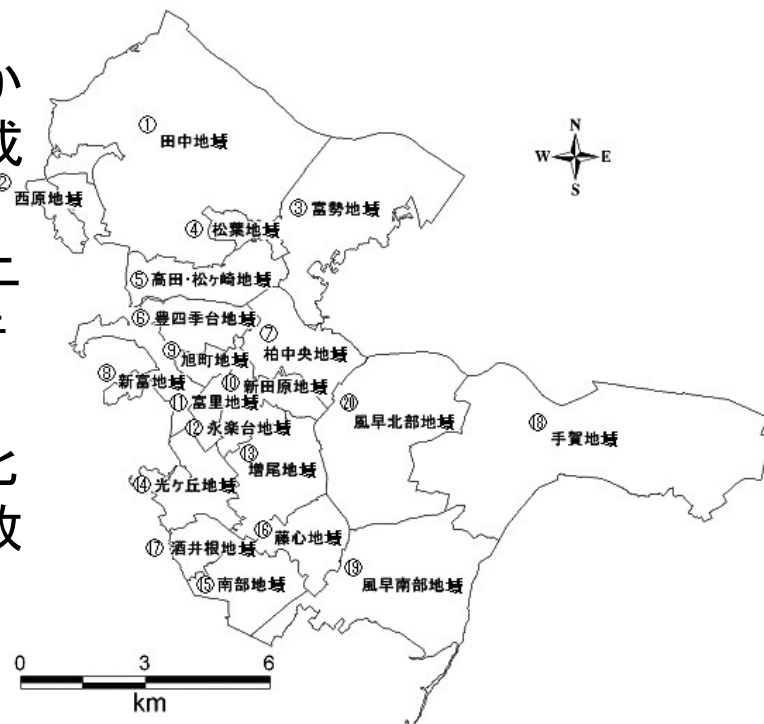
【ふるさと協議会とは】

地域づくりを行政とのパートナーシップ(協働)で実現する主要な組織

ふるさと協議会は、昭和55年以降、地域の身近な近隣センターを活動拠点として、ふるさと運動の推進及びコミュニティの育成を目的とする団体として、各20地域に設立されました。

ふるさと協議会は、町会・自治会・区役員のほか老人会、子供会、制度ボランティアなど多様な構成員からなる組織となっています。

また、協議会は町会等の枠を越えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、広報誌の発行や夏祭り・文化祭など各種の事業を展開していただいているだけでなく、環境・保健福祉・防災・文化など多岐の分野にわたり、地域住民の交流や行政の各般にわたり協力をいただいている団体です。



柏市が取り組む地域コミュニティづくりの現状について②

【ふるさと協議会の構成と役割】

地域の人々の交流を通じて住み良い地域をつくる

【構成】

ふるさと協議会は、地域住民や各種住民団体の意志が十分尊重されなければなりません。このため、構成は地域によって若干異なっていますが、概ね町会・自治会の役員はもとより、子供会、老人会、青少年育成団体、婦人団体、PTA、消防・防犯関係団体などの諸団体や地域ボランティアで組織しています。

【役割】

これまで、運動会、文化祭、たこ上げ大会、環境美化運動、防災訓練、敬老会など様々な事業を通じて、地域住民のふるさと意識の醸成にその役割を果たしてきましたが、今後は、高齢少子社会を踏まえて、コミュニティエリア内の地域福祉を担う地区社会福祉協議会や安全安心のまちづくりのための防犯交通安全組合等の団体間の調整などに中心的な役割を担う地域のまちづくりを代表する組織としての運営が望まれています。

このことは、当該団体の活躍によって町会・自治会などのいわゆる地縁組織への負担を軽減し、地域ボランティア・市民活動団体の育成に努めることで近隣センターを核としたコミュニティづくりに寄与することが期待されています。

ふるさと協議会の役割

～町会の枠を超えた地域コミュニティづくりの担い手～



地域に合った活動
を検討したい



ボランティア活動者



他の町会とも意見
交換したいな

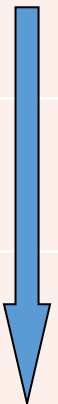


町会防災担当者

ふるさと協議会組織化の経緯等（ふるさと運動の推進）

都市化	昭和40年代以降の経済の高度成長，首都圏近郊という地理的条件により，人口の急増・都市化
郷土意識の希薄化	市民相互の連帯感・郷土意識の希薄化
「ふるさと運動」の提唱	心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」を提唱

1 内部組織	「ふるさと運動推進本部」(昭和54年：庁内推進組織)
2 外部組織	「ふるさと運動推進協議会」(昭和54年：民間諮問機関)
3 住民組織	(1)「ふるさとづくり協議会」(昭和55年：各地域に設立) 現在の「ふるさと協議会」 (2)「近隣センター連絡会議」(昭和55年：「協議会」の連絡組織 現在の「柏市ふるさと協議会連合会」)



ふるさと協議会の主な活動

町会・自治会等の枠を越えて、地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、近隣センターを拠点に多岐にわたった事業に取り組んでいます。

- 地域課題の解決,
- 広報誌発行
- 視察研修
- 防災訓練
- ゴミゼロ運動
- 夏まつり
- 運動会
- 敬老会
- 文化祭等

活動

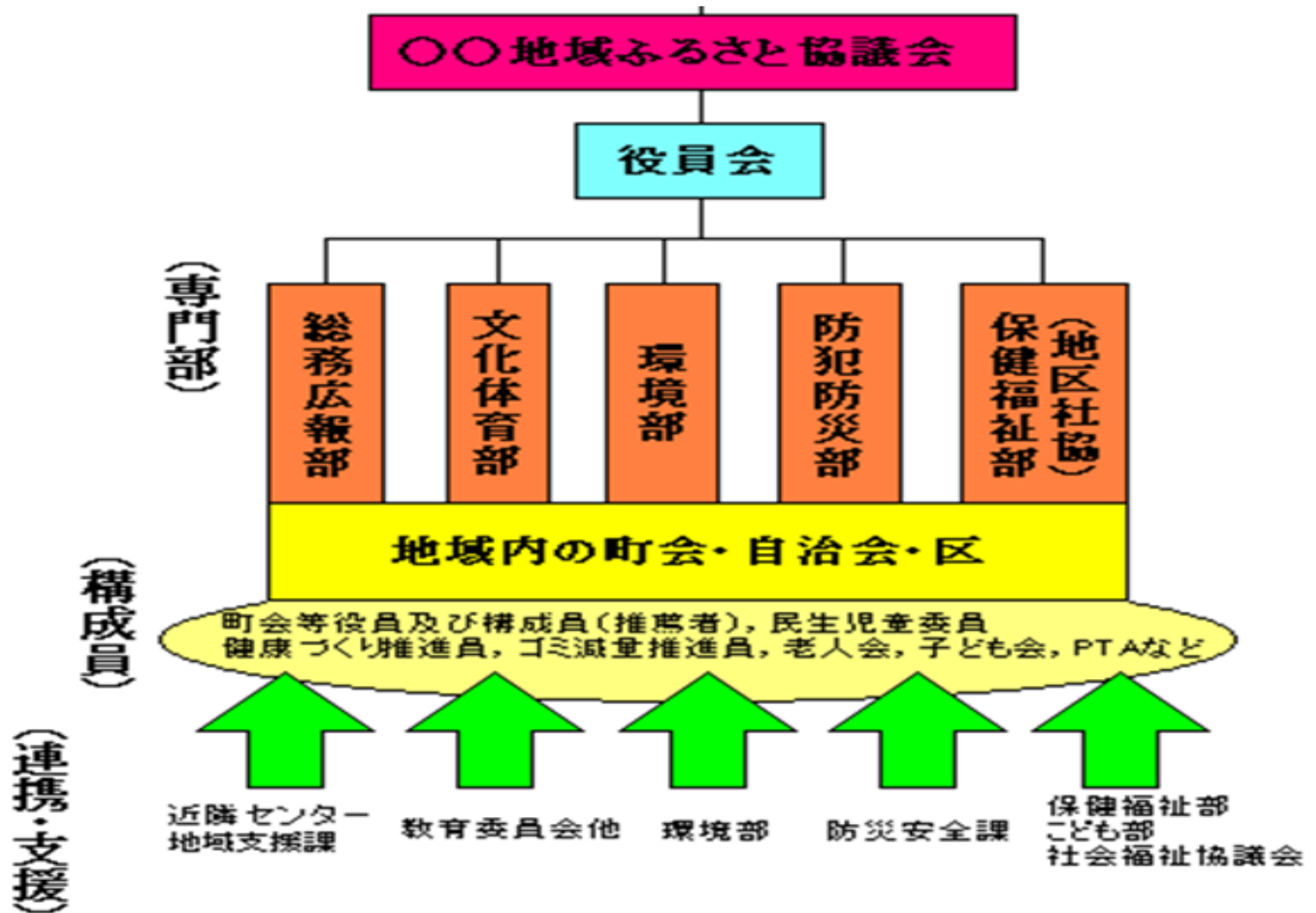


(田中地域ふるさと協議会のたなかつ子祭り)



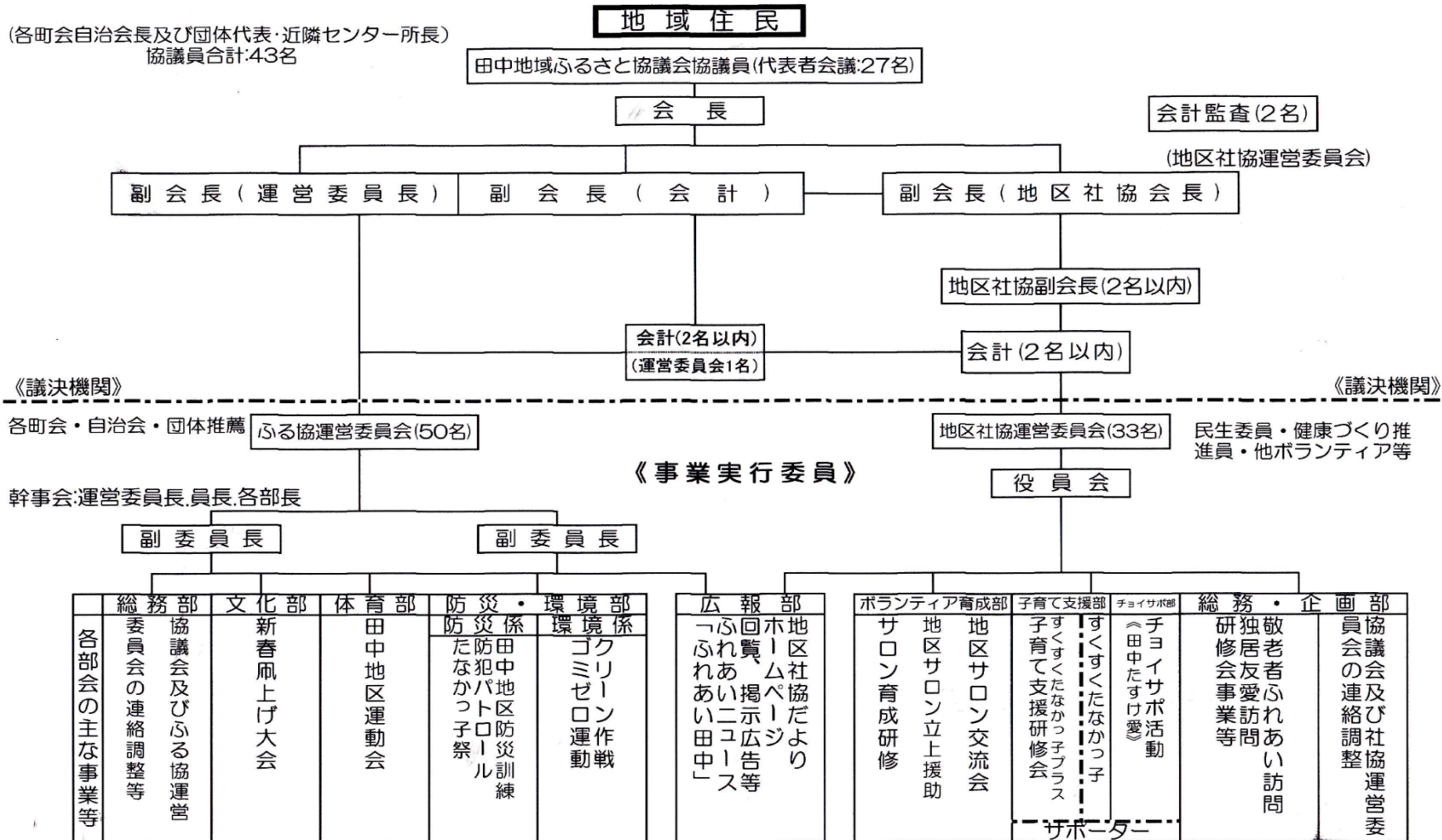
(松葉町地域ふるさと協議会の防災訓練)

ふるさと協議会組織構成



ふるさと協議会組織構成(実例)

田中地域ふるさと協議会組織図



地区社会福祉協議会について



地区社会福祉協議会

【地区社会福祉協議会とは】

地区社会福祉協議会の設置は、平成8年から千葉県社会福祉協議会の地区社会福祉協議会設置促進組織充実の重点的な取り組みを受け、平成9年には市の指導の下、平成10年度以降に各地区に地区社会福祉協議会が設置されました。

通称“地区社協”と呼ばれ、住民が主体となり住民同士の支えあい助けあいの仕組みづくりを展開する自主的な組織です。

柏市内22地区に設置され、住民の生活課題を発見・把握し解決につなげていく役割をもっています。

【役割】

柏市社会福祉協議会の小地域福祉活動を進めるために、より身近な地域で地域に密着した福祉実践活動を担っているのが地区社会福祉協議会です。

平成17年以降、ふるさと協議会との一本化がすすめられ、現在ではふるさと協議会の福祉部門を担っています。

【組織】

町会・自治会・区役員のほか老人会、医療福祉団体関係者、制度ボランティアなど多様な構成員からなる組織となっています。

平成13年には、「より地域に密着した活動をする」ためにふるさと協議会の専門部である保健福祉部より分離しましたが、地域課題の多様性や課題解決を目指す総合的な組織の必要性、人的・資金的側面から非効率性が課題となってきたため平成17年の合併を契機に一本化がすすめられました。

ふるさと協議会と地区社会福祉協議会

	ふるさと協議会	地区社会福祉協議会
種別	任意団体	
目的	住み良いまちづくり	共に支えあう地域社会づくりの推進
区域	コミュニティエリア 地域特性, 住民意識等を勘案し町会・自治会・区割りを基本に区分	コミュニティエリア 民生員児童委員協議会エリア区分
活動拠点	近隣センター	
活動	相互扶助活動, 地域課題の解決, 行事を通じた連帯意識の醸成	相互扶助活動, 地域の保健福祉課題の解決, 地域ボランティアの育成
分野	保健福祉・環境・体育文化	保健福祉
構成員	町会等・制度ボランティア・地域市民団体	町会等・制度ボランティア・医療福祉関係機関
財源	市補助金 町会等負担金	市社会福祉協議会助成金 会費・募金・寄付金等
設立	S55年	S62年

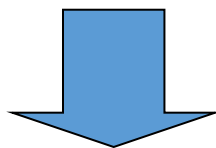
ふるさと協議会と 地区社会福祉協議会

地域住民の参加による住み良い地域づくりを推進する点は共通の目的

ふるさと協議会と地区社会福祉協議会一本化

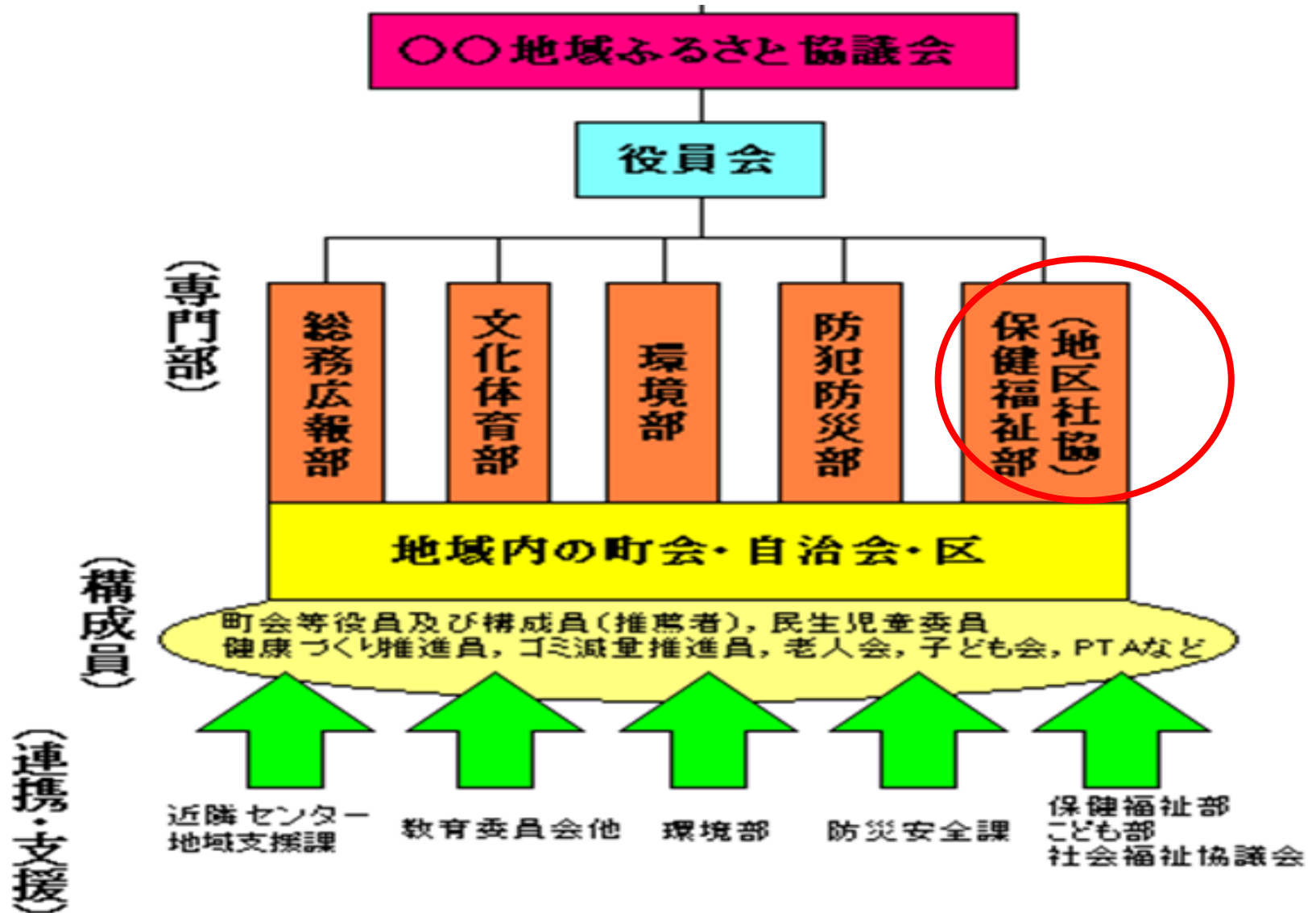
組織名	目的
ふるさと協議会	市のコミュニティ施策「ふるさと柏」の創造を基本理念にふるさと意識の醸成及びコミュニティの育成を目的。
地区社会福祉協議会	地域福祉の推進を図る目的。

共通目的	地域住民の参加による住み良い地域づくりを推進する。
------	---------------------------



地域住民の参加による住み良い地域づくりを推進する点は共通の目的でありふるさと協議会と地区社会福祉協議会は、平成17年度の合併を契機に一本化がすすめられ、現在は、ふるさと協議会の福祉部門を地区社協が担う形となりました。

地区社協組織構成



市・社会福祉協議会からの補助等制度

柏市ふるさと運動補助金 コミュニティづくり事業			
ふるさと協議会	文化祭, 運動会, スポーツ大会, 地区祭り, 広報活動, 環境美化運動, 地域特性に応じた事業及び協議会の運営	対象経費の100分の8の額	限度額 900,000円
	多世代交流事業, 人材育成・発掘事業 ホームページ推進事業, 防災・防犯事業 他団体との協働事業		限度額 300,000円 (政策的)

地区社協助成金			
地区社会福祉協議会	基本事業費	基礎額	300,000円
	人口規模		150,000円
	地区別計画推進費	地区別計画に基づいた懇談会を年1回以上実施	50,000円
	広報・PR費	広報1回発行50,000円以内で上限150,000円以内	上限 150,000円
	人材育成費	一般講座, 担い手, 福祉教育, スキルアップ, ネットワークの内, 1項目あたり30,000円以内で上限150,000円	150,000円

ふるさと協議会等負担金

【負担金等】

組織名	活動財源
ふるさと協議会連合会	各ふるさと協議会より年額9,000円負担金
ふるさと協議会	各町会等から負担金(各ふるさと協議会規約等による) 行政より補助金を支出

①ふるさと協議連合会：各ふるさと協議会より負担金をお願いしています。
連合会負担金9,000円

②各ふるさと協議会：会則，負担金規定に基づき各町会等に負担金をお願いしています。

例：①基礎部分 各町会一律20,000円

②比例部分 各町会の加入世帯数×30円